

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施設名	かがわ総合リハビリテーションセンター	所在地	高松市田村町1114番地
設置目的	障害者支援施設、療養介護事業所、身体障害者福祉センター、障害児入所施設、児童発達支援センター及び病院		
規模	障害者支援施設（成人支援施設 入所40、通所[機能訓練36、就労移行24、生活訓練20]）、療養介護事業所（療養介護施設35）、身体障害者福祉センター、障害児入所施設（こども支援施設 入所25）、児童発達支援センター（こども発達支援センター 通所35）及び病院（114）	設置年月日	昭和61年4月1日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	社会福祉法人 かがわ総合リハビリテーションセンター事業団	指定期間	平成25年4月1日～ 令和2年3月31日																																																												
委託業務の内容	1. 施設の運営に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務 3. 施設の利用の許可に関する業務 4. 利用料金の収受に関する業務 5. 手数料の徴収に関する業務	県からの委託料	平成25年度 385,563千円 平成26年度 388,561千円 平成27年度 389,098千円 平成28年度 388,961千円 平成29年度 387,139千円 平成30年度 387,536千円 平成31年度 385,000千円																																																												
導入効果	<p>①経費の節減等 第1期と比べ、県からの委託料は平均して年間3億4300万円程度削減され、経費節減の効果がある。</p> <p>②利用者の定員（人）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">成人支援施設</td> <td style="width: 10%;">平成24年度</td> <td style="width: 10%;">入所</td> <td style="width: 10%;">40</td> <td style="width: 10%;">通所</td> <td style="width: 10%;">80</td> <td style="width: 10%;">→</td> <td style="width: 10%;">平成31年度</td> <td style="width: 10%;">入所</td> <td style="width: 10%;">40</td> <td style="width: 10%;">通所</td> <td style="width: 10%;">80</td> </tr> <tr> <td>療養介護施設</td> <td>平成24年度</td> <td>入所</td> <td>20</td> <td>→</td> <td>平成31年度</td> <td>入所</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども支援施設</td> <td>平成24年度</td> <td>入所</td> <td>25</td> <td>→</td> <td>平成31年度</td> <td>入所</td> <td>25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども発達支援センター</td> <td>平成24年度</td> <td>通所</td> <td>35</td> <td>→</td> <td>平成31年度</td> <td>通所</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>平成24年度</td> <td></td> <td>69</td> <td>→</td> <td>平成31年度</td> <td></td> <td>114</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>③施設管理、法令等の遵守 施設の維持修繕、保守管理が適切に実施されるとともに、従前の管理水準や仕様書等に定める水準を実施。</p> <p>④サービス水準の維持・向上 発達障害者支援センター、高次脳機能障害相談窓口など、発達障害者等に対する県の中核的施設を設置。手厚いスタッフの配置により、サービス水準の維持向上を図っている。 夏まつりや健康まつり等のイベントにより、地域に開かれた施設としてのPR。 広報誌やHPによる周知、駅や電車内の広告に努めるなど、施設利用促進のための取組みを実施。</p>			成人支援施設	平成24年度	入所	40	通所	80	→	平成31年度	入所	40	通所	80	療養介護施設	平成24年度	入所	20	→	平成31年度	入所	35					こども支援施設	平成24年度	入所	25	→	平成31年度	入所	25					こども発達支援センター	平成24年度	通所	35	→	平成31年度	通所	35					病院	平成24年度		69	→	平成31年度		114				
成人支援施設	平成24年度	入所	40	通所	80	→	平成31年度	入所	40	通所	80																																																				
療養介護施設	平成24年度	入所	20	→	平成31年度	入所	35																																																								
こども支援施設	平成24年度	入所	25	→	平成31年度	入所	25																																																								
こども発達支援センター	平成24年度	通所	35	→	平成31年度	通所	35																																																								
病院	平成24年度		69	→	平成31年度		114																																																								

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理由	<p>①管理・運営経費の比較 直営で管理・運営する場合に比べ、指定管理者制度を継続する方が、経費面の節減が期待でき、有利であると考えられる。</p> <p>②事業の実施内容 上記のとおり、利用者の増加、利用者サービスの向上が図られている。 上記①及び②から、今後も引き続き、指定管理者制度を継続する。</p>

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	非公募
非公募の場合、その理由	<p>①現在、障害者が多数入所している施設であり、今後とも安定した経営を行う必要がある。</p> <p>②指定管理制度による経営努力により、次期においても安定した経営が見込める。</p> <p>③福祉施設であり、できるだけ長期に安定した運営を行う必要があることから、期間は現行と同じ7年間とする。</p> <p>④かがわ総合リハビリテーションセンターと香川県障害者支援施設たまも園は、平成28年9月の「県立障害者施設の機能向上検討委員会」からの報告書により、一体的な運営が求められている。 以上により、今後も引き続き、現委託先を指定管理者とすることが適当である。</p>